

錦江町未来づくり専門員（民間企業等受入型）受入事業者 仕様書

1 委託業務の目的

産業振興や地域活性化のため、錦江町未来づくり専門員（以下「専門員」という。）と企業や団体等（以下「事業者」という。）の連携により、町内の共創基盤を強化し、新たな事業や産業の創出と、将来的な専門員の定住・定着を目指します。

2 委託業務の対象となる活動

- (1) 住民の生活支援に関する活動
- (2) 地域コミュニティの機能強化に関する活動
- (3) 地域資源の保全、発掘及び振興に関する活動
- (4) 地域の情報発信に関する活動
- (5) その他官民連携・協働の重要性の認識にたつて、民間活力の活用による地域協力活動の創出・振興を図るとともに、町内の産業経済団体等と連携・協力して実施する活動のうち町長が必要と認める活動

3 事業者の責務

- (1) 専門員の雇用に関すること
- (2) 専門員候補者の選定に関すること
- (3) 専門員活動の支援、管理及び実績の取りまとめ
- (4) 専門員活動に必要な情報収集及び研究
- (5) 専門員の地域への定住のためのサポート
- (6) 専門員の日常生活に関する助言及び相談対応
- (7) 専門員が活動終了後も町内で働くことを希望した場合の対応
- (8) その他専門員の円滑な地域おこし活動のために必要な事項

4 委託契約期間

委託契約の締結日から**令和10年**3月31日まで
専門員の任期（最長3年）に応じて再委託することができます。

5 委託契約金額

- (1) 専門員1人当たり金 5,500,000 円/年（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。なお、次の内訳の上限を超える流用は認められません。

項目	上限額
報償費	3,500,000 円
報償費以外の活動に要する経費【活動費】	2,000,000 円

※ 年度途中の雇用や退職などにより専門員の活動が1年に満たない場合の上限額は、月割り・日割りにより計算します（1,000 円に満たない端数は切り捨てる）。

- (2) 金額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年総行応第38号）の地方財政措置額を財源とするものであり、同要綱が改正された場合は、

金額に変更が生じることがあります。

6 専門員の活動に関する対象経費【活動費】

別表「対象経費一覧」のとおり

7 専門員の活動条件

- (1) 専門員の1日の活動時間は7時間45分、原則として週38時間45分を基準として、専門員と事業者が協議の上で定めてください。
- (2) 雇用関係は、労働関係法令の所定の手続きを遵守してください。
- (3) 事業者は、専門員が地域や他の専門員との交流などの地域協力活動に参加できるよう配慮してください。

8 専門員の活動報告

- (1) 毎月の本業務終了後、翌月の7日までに錦江町未来づくり専門員活動月報（別記様式第4号）を作成し、町長に提出してください。
- (2) 委託期間中の毎年度3月31日までに未来づくり専門員活動年報（別記様式第5号）を作成し、町長に提出してください。
- (3) 委嘱期間の途中で退任したとき、又は解嘱されたときは、事由発生日から起算して、5日以内に月報及び年報を提出してください。
- (4) 各種活動報告の作成は、専門員に行わせても構いませんが、内容の確認及び提出は、事業者の責任において行ってください。

9 実績報告等

委託業務が完了した際には、以下の書類を作成し、提出してください。

- (1) 実績報告書（別記様式第6号）
- (2) 地域協力活動が確認できる書類
- (3) 決算報告書（別途様式第7号）
- (4) 収支状況が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

10 調査等

委託料の処理状況及び委託業務の実施内容について、町は、調査し、報告を求め、又は当該委託料及び業務の実施につき適正な履行を求めることがあります。

別表

錦江町未来づくり専門員の活動に関する対象経費一覧

費用区分	対象経費	対象外経費
①住居の借上げに要する経費	・家賃（上限 50,000 円/月） ※請求時に家賃の月額を証明する契約書等を添付する。	・家賃を除く居住スペースに係る費用（光熱水費、共益費、敷金礼金等）
②社会保険料	・専門員の雇用に当たって受入事業者が負担する社会保険料	・専門員負担分の社会保険料
③活動車両（※）に要する経費 ※専門員活動に使用したと確認できるものに限り	・ガソリン代（上限 20,000 円/月） ・駐車場代 ・車両借上代（上限 50,000 円/月）	・車両の購入費用 ・自賠責、保険、税金、タイヤ交換代、修繕費、車検等の車両維持費
④消耗品、原材料費	・試験的販売、試供品、サンプル品作成に係る費用 ・コピー用紙等事務用品、プロジェクター、モニター、スクリーン、食器等の費用、消火器等	・転売目的の原材料等仕入れ
⑤事務機器等の借上げ等に要する経費	・委託業務の実施にのみ使用する機器に係る借上費用（エアコン、イス・机は、活動計画書に記載した活動場所に据置きで、専用と判断できる場合のみ可） ・委託業務の実施にのみ使用する電話の借上費用 ・コピー機（カウンター料金を含む）、プリンター等の借上げに係る費用 ・活動に不可欠な特定業務ソフトウェア、一般事務用ソフトウェアの使用料、ライセンス費用、カメラ等	・財産価値が生じるような備品購入費（取得価格 2 万円以上の物品）及び設備費（不動産や車両等の購入経費等）。ただし、受入事業者が委託業務完了後に売却等を行い、当該金額を町に返還する場合で、町が特に認めるものについては、この限りではない。
⑥施設、備品等の使用料、借上料、購入費	ア 使用料 ・会場使用料 イ 借上料（※） ※活動計画書に記載した活動場所に係るものに限り ・賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金 ・店舗、事務所、駐車場の借入れに伴う仲介手数料 ・賃料、共益費。ただし、住居と兼用する場合は、専有スペースのみ（間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供	

	される部分と明確に区分されている場合に限る。) ウ 購入費 ・ スコップ、一輪車、各種機械類等	
⑦通信運搬費等	・ 郵便料 ・ 配送料 ・ 電話、インターネット通信料	・ 住居スペースの電話、インターネット通信料
⑧実費旅費	・ 委託業務の実施、又は、未来づくり専門員としての活動終了後において定住及び活動を継続する上で必要となる隊員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用 ・ 先進地視察時の交通費、宿泊料 ・ 以上に係る高速道路利用料、タクシー代、レンタカー代	・ 日当、食卓料 ・ 国外旅費
⑨保険料	・ 活動計画書に記載した活動場所に係る損害保険料 ・ イベント保険料	・ 住居の火災保険料 ・ 隊員個人に係る生命保険料、国民健康保険税、国民年金保険料等
⑩委託費	・ 活動計画書に記載した活動場所の開設に伴う外装工事費、内装工事費、電気配線工事費、水道配管工事費、ガス配管工事費、換気扇設置工事費、電話インターネット回線開通工事費。ただし、住居と兼用する場合は、専用スペースのみ（間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区分されている場合に限る。)	
⑪その他	・ 研修受講に要する経費	・ 飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用 ・ 人件費 ・ 人員募集のための広告宣伝費 ・ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費 ・ 利益等が含まれる経費

別記様式第 1 号

錦江町未来づくり専門員（民間企業等受入型）受入申込書

令和 年 月 日

錦江町長 新田 敏郎 様

所在地
事業所名
代表者職氏名

下記のとおり、錦江町未来づくり専門員受入事業者として申し込みます。

事業者名	
所在地・勤務地	〒
募集人数	
主な業務内容	
受入希望時期及び期間	令和 年 月 日 から 年 ヶ月間
担当者連絡先	担当者名： 電 話： メ ー ル：

同意書 錦江町未来づくり専門員受入れのため、税金の納付状況について町が確認することに同意します。 代表者氏名
--

別記様式第 2 号

応募要件に係る宣誓書（事業者用）

令和 年 月 日

錦江町長 新田 敏郎 様

所在地
事業所名
代表者職氏名

錦江町未来づくり専門員の受入を申し込むに当たり、下記のすべての要件に該当し、応募資格を有していることを宣誓します。

記

- (1) 受入れる隊員は、既存事業の運営をするための補充人材ではなく、新たな取組に挑戦するために必要な人材として雇用するものであること
- (2) 専門員の活動及び研修内容、町内での生活をサポートする担当者を配置し、その担当者は町からの問い合わせに迅速に対応する体制をとること
- (3) 専門員が受入期間終了後も希望すれば、町内で働き続けられるように責任をもって対応すること
- (4) 町内で事業活動をしている法人又は個人事業主であり、町内に事業所又は住所を有し、町民税の申告義務があり町税を滞納していないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- (7) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

別記様式第 2 号

応募要件に係る宣誓書（事業者用・※ 1 参照）

令和 年 月 日

錦江町長 新田 敏郎 様

所在地
事業所名
代表者職氏名

錦江町未来づくり専門員の受入を申し込むに当たり、下記のすべての要件に該当し、応募資格を有していることを宣誓します。

記

- (1) 受入れる隊員は、既存事業の運営をするための補充人材ではなく、新たな取組に挑戦するために必要な人材として雇用するものであること
- (2) 専門員の活動及び研修内容、町内での生活をサポートする担当者を配置し、その担当者は町からの問い合わせに迅速に対応する体制をとること
- (3) 専門員が受入期間終了後も希望すれば、町内で働き続けられるように責任をもって対応すること
- (4) 令和 9 年 4 月 1 日までに町内に事務所または事業所等を設置し、事業活動を行う見込みの法人であり、応募時点における本社所在地の市区町村において、地方税の申告義務があり、かつ地方税を滞納していないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- (7) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

令和 年 月 日

錦江町長 新田 敏郎 様

所在地
事業所名
代表者職氏名

活動支援事業等提案書

1 現状と課題	
2 具体的な事業内容	
3 専門員受入れの必要性	(専門員の配置により錦江町の活性化にどのような貢献や役割を目指すのか)
4 専門員の役割や活動内容求める人物像等	(事業の推進体制や任用時の職位、能力・経験・年齢層等)
5 専門員の支援体制及び地域住民との関わり方	(専門員の支援体制、地域住民・関係団体との交流等)
6 期待される効果	
7 事業の継続性及び事業スケジュール	
8 専門員の任期満了後の定住・定着の支援体制	
9 活動経費	■報償費の予定額 内訳
	■活動費の予定額 内訳
10 その他	

※できるだけ詳細に記入し、必要に応じて、別紙または資料を添付してください。

※専門員を募集する際、原則として公開します。

別記様式第 4 号

令和 年 月 日

錦江町長 新田 敏郎 様

氏 名

錦江町未来づくり専門員活動 <月報>

錦江町未来づくり専門員設置要綱第〇条第〇項の規定に基づき次のとおり報告します。

地域協力活動報告月	令和 年 月分
活動内容	
翌月の活動予定内容	
要望又は意見等	

別記様式第 5 号

令和 年 月 日

錦江町長 新田 敏郎 様

氏 名

錦江町未来づくり専門員活動 <年報>

錦江町未来づくり専門員設置要綱第〇条第〇項の規定に基づき次のとおり報告します。

地域協力活動報告年度	令和 年度分
活動内容	
次年度の活動予定内容	
要望又は意見等	

別記様式第 6 号

実績報告書

令和 年 月 日

錦江町長 新田 敏郎 様

所在地
事業所名
代表者職氏名

業務名：錦江町未来づくり専門員（民間企業等受入型）業務

令和 年 月 日付けで契約した上記の業務について完了したので、報告します。

- 1 業務完了日 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 2 活動内容
- 3 そ の 他

別記様式第 7 号

決算報告書

令和 年 月 日

錦江町長 新田 敏郎 様

所在地
事業所名
代表者職氏名

次のとおり令和 年度の錦江町未来づくり専門員（民間企業等受入型）の
決算額を報告します。

項 目		積算根拠	金額（円）
報 償 費			
	小 計・・・①		
活 動 費			
	小 計・・・②		
合 計・・・①+②			

※別紙での提出も可とします。